

公示番号：160322

国名：インドネシア

担当部署：東南アジア・大洋州部東南アジア第一課

案件名：用地取得及び非自発的住民移転に係る計画策定支援

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：用地取得及び非自発的住民移転に係る計画策定支援業務
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年7月上旬から2017年3月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 1.45M/M、現地 5.17/M、合計 6.62M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 4日、現地業務 60日、国内整理 3日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 45日、国内整理 3日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 30日、国内整理 3日
- ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務 20日、国内整理 10日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>

業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月14日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - 業務実施の基本方針 16点
    - 業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - 類似業務の経験 34点
    - 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - 語学力 16点
    - その他学位、資格等 12点
    - 業務従事予定者によるプレゼンテーション 10点
- (計 100点)

類似業務	用地取得及び非自発的住民移転に係る計画策定支援業務
対象国 / 類似地域	インドネシア / 全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

インドネシア国有電力会社（PT. PLN (Persero)、以下「PLN」という。）によれば、2011年の同国全体の電力ピーク需要 26,664MW に対し、当時の電源設備容量は 32,898MW であり、電源設備予備率 23%と、PLN の目標値である 35%を大きく下回る水準となっていた。PLN の「電力供給総合計画」(RUPTL)(2011-2020)、以下「RUPTL」という。)では、同国全体の電力需要は 2020 年には 55,053MW に達し、年平均で約 8%増加する見込みであり、逼迫する電力需給の緩和は喫緊の課題であった。

特にジャワ・バリ系統の 2011 年における電力ピーク需要は 19,739MW であるが、経済成長に伴う電力需要の増加により、今後 2020 年までに 38,742MW に達する見込みであった。一方、2011年の同系統における既設の発電容量は 27,091MW となっており、電力安定供給の観点から、新たな電源開発が急務となっていた。

かかる状況下、インドネシア政府は緊急電源開発・電源の多様化・地熱発電等を含む再生可能エネルギーの導入の促進のため、2010年に「第2次クラッシュプログラム」を発表し、2010年から2014年の間に約 10,000MW の新規電源開発を行うこととしており、インドネシアの最大の需要地であるジャカルタ首都圏や西ジャワ州に送電され、安定的な電力供給に貢献するインドラマコ石炭火力発電事業（以下「本事業」という。）も含まれる。

JICA は、2013年3月、本事業のエンジニアリング・サービス（E/S）借款（1,727百万円）を供与している。

インドネシア政府は、引き続き逼迫する電力需給緩和のため、2015年に「35GW 新規電源開発計画プログラム」を発表し、2015年から2019年の5年間で35GW の新規電源を整備することとしており、本事業も含まれる。

インドネシアでは、2012年に新土地収用法（2012年第2号）及び実施細則（2012年第71号）が制定されたが、その運用経験は限定的である。インドネシアにおいて国際水準に基づいた用地取得・住民移転プロセスを定着させる為にも、実施能力強化に向けた支援が必要である。また本事業の住民移転については、我が国やインドネシアの市民社会等からも強い関心が寄せられており、事業の確実な実施の為にも、インドネシア政府が国際基準に基づき適切に住民移転を進められるよう、支援が不可欠な状況にある。

本支援は、本事業の用地取得及び住民移転の計画策定を支援するものであり、本支援を通じ事業の円滑な実施に寄与するとともに、国際基準に基づき適切に用地取得及び住民移転を行えるよう知見を共有するとともに能力向上を図ることを目的とするものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、カウンターパート（以下「C/P」という。）である PLN の協力の下、JICA インドネシア事務所により 2016年6月末に調達される予定のローカルコンサルタントを指導しつつ、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に基づき、「インドラマコ石炭火力発電事業」の住民移転計画案の策定支援を行う。

住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下(1)～(11)を含めることとする。具体的な作成手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。また、住民移転

計画案の策定支援に際しては、世界銀行が融資を予定している、アッパーチソカン揚水水力発電事業（Upper Chisokan Pumped Storage）の住民移転計画（LARAP）も参考にすること。

住民移転計画案を策定するために実施する、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査は、インドネシア事務所が調達するローカルコンサルタントの調査結果を踏まえ、内容の確認を行う。右調査の対象は、以下のとおり。

- ・ 新土地収用法で補償対象となっている正規居住者（Titleholder）
- ・ 新土地収用法では補償対象となっていないが用地取得対象地で生活・生計を営んでいる住民（Non-titleholder）
- ・ 用地取得対象者ではないが本事業により影響を受ける可能性がある漁業関係者

また、既設インドラマユ石炭火力発電所（PLTU Indramayu 1-3）による社会経済影響調査の対象は以下のとおり。

- ・ 既設発電所建設時に用地取得対象となった住民
- ・ 既設発電所周辺で生活・生計を営んでいる住民（など）

なお、上記の住民移転計画案に関連する調査の結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

#### 【住民移転計画案の記載項目】

世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容を除く。

##### (1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

- ・ 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

##### (2) 住民移転の必要性の記載

- ・ 事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

##### (3) 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)

人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

- ・ 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- ・ 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。
- ・ 本事業の近隣に存する既設石炭火力発電所（PLTU Indramayu Unit 1-3）による被影響住民の生活状況調査。特に、健康被害・経済被害（農産物被害、漁業被害等）に係る情報を整理する。

##### (4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- ・ 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。
- ・ 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を

- 有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- ・ OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
  - ・ 移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。
- (5) 移転先地整備計画案の作成
- ・ 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画案、社会サービス(学校、医療等)提供計画案を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画案を作成する。
- (6) 苦情処理手続きの検討
- ・ 事業対象地にある既存の苦情処理手続きを活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。
- (7) 実施体制の検討
- ・ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。
  - ・ 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。
- (8) 実施スケジュールの検討
- ・ 補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、2)移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。
- (9) 費用と財源の検討
- ・ 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。
- (10) モニタリング・事業終了評価方法の検討
- ・ 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
  - ・ 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
  - ・ 住民移転が計画案どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(11) 住民参加の確保

- ・ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画案立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画案へ如何に反映したかも記載する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2016年7月上旬)

既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、インドネシア政府作成の関連報告書等を参照し、住民移転に係る法的枠組みの分析を行う。

JICA 東南アジア・大洋州部及びインドネシア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容(インドネシア事務所調達のローカルコンサルタントの役割分担も含む)を整理する。

現地業務工程表(案)を含む業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成し JICA 東南アジア・大洋州部による確認ののち提出する。併せて、JICA インドネシア事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間(2016年7月中旬～2016年9月中旬)

現地業務開始時に、JICA インドネシア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

JICA インドネシア事務所調達のローカルコンサルタントに対して、ワークプランの共有及び説明を行う。

住民移転計画案を策定するために必要な、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査、既設インドラマユ石炭火力発電所(PLTU Indramayu 1-3)による社会経済影響調査等を実施する。

現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)の作成をローカルコンサルタントに指示し、内容を確認後、C/P 機関及び JICA インドネシア事務所への提出をローカルコンサルタントに指示し、C/P 機関に現地業務結果を報告する。

現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA インドネシア事務所に提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内整理期間(2016年9月下旬)

第1次派遣の現地業務結果報告書(和文)を JICA 東南アジア・大洋州部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間(2016年9月下旬)

第3次派遣業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成、JICA 東南アジア・大洋州部による確認の後提出する。併せて、JICA インドネシア事務所にもデータを送付する。

(5) 第2次現地派遣期間(2016年10月上旬～11月中旬)

現地業務開始時に、JICA インドネシア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

住民移転計画案を作成する。

現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)の作成をローカルコンサルタントに指示し、内容を確認後、C/P 機関及び JICA インドネシア事務所への提出をローカルコンサルタントに指示し、C/P 機関に現地業務結果を報告する。

JICA インドネシア事務所に現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICA インドネシア事務所に提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（ 6 ） 第 2 次国内整理期間（2016 年 11 月下旬）

第 2 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 東南アジア・大洋州部に提出し、報告する。

（ 7 ） 第 3 次国内準備期間（2016 年 11 月下旬）

第 3 次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、JICA 東南アジア・大洋州部による確認の後提出する。併せて、JICA インドネシア事務所にもデータを送付する。

（ 8 ） 第 3 次現地派遣期間（2016 年 12 月上旬～12 月下旬）

現地業務開始時に、JICA インドネシア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

住民移転計画案に関する住民協議を支援し、補償計画案への合意形成を支援する。

現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）の作成をローカルコンサルタントに指示し、内容を確認後、C/P 機関及び JICA インドネシア事務所への提出をローカルコンサルタントに指示し、C/P 機関に現地業務結果を報告する。

JICA インドネシア事務所に現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICA インドネシア事務所に提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（ 9 ） 第 3 次国内整理期間（2017 年 1 月上旬）

第 3 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 東南アジア・大洋州部に提出し、報告する。

（ 10 ） 第 4 次国内準備期間（2017 年 1 月上旬）

第 4 次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、JICA 東南アジア・大洋州部による確認の後提出する。併せて、JICA インドネシア事務所にもデータを送付する。

（ 11 ） 第 4 次現地派遣期間（2017 年 1 月中旬～1 月下旬）

現地業務開始時に、JICA インドネシア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

補償計画案に基づく補償がなされているかをフォローアップ。現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。

現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）の作成をローカルコンサルタントに指示し、内容を確認後、C/P 機関及び JICA インドネシア事務所への提出をローカルコンサルタントに指示し、現地業務結果を報告する。

（ 12 ） 第 4 次国内整理期間（2017 年 1 月下旬）

現地業務完了報告書（和文）を JICA 東南アジア・大洋州部に提出し、報告する。

（ 13 ） 帰国後整理期間（2017 年 1 月下旬～2 月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

## 8 . 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

（ 1 ） 業務計画書（和文）（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文 2 部 ( JICA 東南アジア・大洋州部、JICA インドネシア事務所へ各 1 部 )

( 2 ) 業務ワークプラン ( 全体及び各派遣時 )

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文 3 部 ( JICA 東南アジア・大洋州部、JICA インドネシア事務所、C/P 機関へ各 1 部 )

( 3 ) 現地業務結果報告書 ( 各派遣時及び派遣終了時 )

和文 2 部 ( JICA 東南アジア・大洋州部、JICA インドネシア事務所へ各 1 部 )

( 4 ) 住民移転計画案 ( 専門家業務完了報告書提出時 )

記載項目を盛り込むこと。住民移転計画案に関連する社会経済調査等の結果も提出する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

英文 3 部 ( JICA 東南アジア・大洋州部、JICA インドネシア事務所、C/P 機関へ各 1 部 )

( 5 ) 専門家業務完了報告書 ( 和文 3 部 )

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9 . 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

( 1 ) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます ( 見積書に計上して下さい )。

航空経路は、日本 インドネシア 日本を標準とします。

## 10 . 特記事項

( 1 ) 業務日程 / 執務環境

現地業務日程

7 . 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2 . 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタント及びインドネシア事務所で調達予定のローカルコンサルタントです。

便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

C/P 機関が英語を使用しない場合には、英語 インドネシア語の通訳を提供予定。

オ) 現地日程のアレンジ

第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関、ローカルコンサルタントとの協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

なし

## (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当 JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第一課 (TEL: 03-5226-8922) にて配布します。

- ・カテゴリ B 案件報告書執筆要領
- ・アッパーチソカン揚水水力発電事業 (Upper Chisokan Pumped Storage) の住民移転計画 (LARAP)

## (3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

実施時期：6月6日(月)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

実施場所：独立行政法人国際協力 JICA 内会議室

(当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

## (3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

本業務は、用地取得計画書案を作成します。そのため、用地取得及び住民移転計画策定に関連する業務の経験があることが望ましいです。

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上